

# 美郷町での「くらしごと」 応援します!!

町では商工観光交流課内に「美郷暮らしサポートセンター」を設置し、住まいや仕事、子育てなど暮らしに関する相談やサポートの体制を整えています。ここでは、そういった要望にお応えするため、町が行っている暮らしや仕事をサポートするための事業についてご紹介します。



## 結婚新生活支援事業

婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、新規に婚姻した世帯に対し、住宅の取得費用、住宅のリフォーム費用、住宅の賃借費用、引越し費用の一部を支援します。

### ■対象費用

令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に結婚を機に取得した住宅の購入費用、住宅のリフォーム費用、賃借した住宅に係る賃料、引越しに要する費用

### ■助成金額

新婚世帯が現に負担した住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用、引越し費用を合わせた額(上限30万円)

※勤務先などから住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分は対象外となります。

### ■対象世帯

令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出し受理された夫婦で、かつ婚姻日時点で夫婦ともに39歳以下で次の要件をすべて満たす世帯

- ①夫婦の双方または一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること
- ②婚姻日における最新の所得証明書から確認できる夫婦の所得を合算した金額が400万円未満であること
- ③助成金の交付後、町に5年以上継続して住民登録し、かつ生活の本拠を町に置くこと
- ④夫婦ともに町税および使用料などを滞納していないこと

### ■その他

詳細については、町商工観光交流課までお問い合わせください。

## 美郷暮らし促進奨励金(令和4年度)

令和3年1月から令和3年12月までに住宅整備(新築・購入・増改築・リフォーム)を行った方を支援します。

### ■対象者

40歳未満の方または18歳以下(高校生相当)の子どもを扶養している方

### ■対象家屋

令和4年度から新たに課税された家屋

### ■奨励金額

住宅の固定資産税相当額の3倍の額に下記の加算額を加えた額となります。

### ■交付要件

次の要件をすべて満たす必要があります。

- ①美郷町に定住(5年以上)することを目的に300万円以上の住宅整備(新築・購入・増改築・リフォーム)を行い、取得後6カ月以内に世帯員全員が美郷町に定住すること
- ②町税および使用料などを滞納していないこと

### ■申請方法

5月中旬に固定資産税の納税通知が届いた後、美郷暮らし促進奨励金交付申請書に必要書類を添えて、7月29日(金)までに町商工観光交流課へ提出してください。

加算要件	加算額
町内事業者が施工した場合	10万円
移住世帯(10年以上町外在住)に該当する場合	20万円
18歳以下の子どもが同居する場合	子ども1人につき10万円
三世帯同居(孫世代が18歳以下)に該当する場合	10万円
空き家バンクに登録されている空き家を取得した場合	10万円

## 新・美郷暮らし促進奨励金(令和5年度から)

来年度(令和5年度)より、美郷暮らし促進奨励金が拡充されます。

令和4年1月以降に住宅整備(新築・購入・増改築・リフォーム)を行った方、行う予定の方が対象となります。**今年度から課税される物件(令和3年に整備した住宅)については、現行制度による申請となりますのでご注意ください。**

### ■対象家屋

令和5年度以降に新たに課税される家屋

### ■申請方法

令和5年度にあらためて広報美郷などで周知します。

### ■奨励金額(ベース部分)

申請者が満たす要件に従い、下記のとおりとなります。

申請者の要件	奨励金のベース額
①40歳未満の方または18歳以下(高校生相当)の子どもを扶養している方	住宅の固定資産税相当額の3倍の額
② ①の要件に該当しない方	住宅の固定資産税相当額

### ■奨励金額(加算部分)

申請者が満たす要件に従い、ベース額に下記の加算額を加算します。

加算要件	申請者の要件および加算額	
	①40歳未満の方または18歳以下(高校生相当)の子どもを扶養している方	② ①の要件に該当しない方
町内事業者が施工した場合	10万円	5万円
移住世帯(10年以上町外在住)に該当する場合	20万円	10万円
18歳以下の子どもが同居する場合	子ども1人につき10万円	対象外
三世帯同居(孫世代が18歳以下)に該当する場合	10万円	5万円
空き家バンク登録物件を取得した場合	10万円	5万円

※赤枠で囲まれた部分が拡充されます。

## 定住促進奨励金

町の人口増加と定住化により活力あるまちづくりを推進することを目的に奨励金を交付します。

### ■対象者

次の要件をすべて満たす方

- ①定住することを目的に町内に家屋等を新たに取得した方
- ②美郷町に住民登録する直前まで10年以上継続して町外に在住していた方

### ■交付金額

令和4年度に支払った家屋または、宅地および家屋の年間固定資産税に相当する額

### ■その他

「美郷暮らし促進奨励金」を交付申請済、または交付申請予定の場合は対象となりませんのでご注意ください。

### 交付要件

次の要件をすべて満たす必要があります。

- ①住居に係る令和4年度分の固定資産税を納付済みであること
- ②宅地および家屋に新たに固定資産税を課すこととなった年度から3年以内であること、または家屋等を転入以前に取得し、納税していた場合は、転入後3年以内であること
- ③町税および使用料などを滞納していないこと